

ILO理事会、フィリピン政府への新たな勧告を採択！

昨年9月、国際労働機関ILOは高位使節団をフィリピンへ送り、結社の自由および団結権の保護(第87号条約)について調査を行いました。もちろん、フィリピントヨタ労組への不当な解雇と軍隊を使った組合に対する弾圧も調査されました。その使節団の報告も含めILO理事会は3月に結社の自由委員会が出した以下の新たな勧告を採択しました。

● 職場復帰させることに関する話し合いを開始せよ

(a) 委員会は、再度政府に対して、会社の提案した補償金解決をこれまで受け入れていないおよそ100名の労働者に関し、もしも彼らを復職させることが管轄権ある司法当局によって決定されるなどにより不可能ならば適正な補償金の支払を含むことを含めて、彼らを従前の雇用に復帰させることに関する解決に達するために話し合いを開始することを要請する。委員会はさらに、最高裁の2007年10月19日および2008年3月17日決定の見直しを要請した申立人の最高裁への緊急嘆願の結果を委員会に通報することを、政府に要請する

● 刑事事件を取り下げよ

(b) 委員会は、政府に対して、TMPCWAの組合員に関わる刑事事件の取り下げを目的とした「アウト・オブ・ザ・ボックス(鋳型から抜け出た)解決」を見出すためのイニシアチブに関して、また2件の刑事事件に関する司法手続について、委員会に進捗状況を通報し続けることを要請する。

● 労働運動指導者および労働組合活動家弾圧を止めよ

(d) 委員会は、政府に対して、主張されている労働運動指導者および労働組合活動家に対する嫌がらせと暗殺に関わる未解決事件の迅速な調査、訴追および解決を確保するための、ならびに、申立人を含むすべての労働者組織があらゆる種類の暴力、嫌がらせおよび虐めの脅迫のない風土において結社の自由を行使できるようにすることを確保するための、諸措置を追求し続けること、およびこの面においてなされる進捗について委員会に通報し続けることを、要請する。

● フィリピントヨタ労組組合員に対する差別を止めよ

(e) 委員会は、政府に対して、申立人からのその組合員に対する差別があるとの主張について全面的な、掘り下げた、かつ独立の、調査を開始し、もしもその主張が事実に相違ないと認められた場合には、当該者たちが、将来の反組合差別を十分に思いとどまらせる制裁となるような適正な補償を受けられることを確保するための、必要な措置を講じることを要請する。委員会はさらに、政府に対して、これらの主張に関わる裁判所手続に関して委員会に通報し続けることを、要請する。